

## 島根県報

平成25年7月19日 (金) **号外 第 122 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課) 2

( " ) 3

## 告示

## 島根県告示第525号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路種	各の類	路	線	名	道	道 路		の		区			答辞する地士		
					区	間	変更 後の		敷堆幅	世の員	延	長	管轄する地方 機関の名称	備	考
県		宇都井阿那線			邑智郡邑南町宇 番1地先から同]			A	メー 3.0 16.			- トル 87. 50			
	道		井阿	:阿須	1 地先まで		前	В	7. 0 35.	-	74	49. 00	県央県土整備	左記のA、 は、関係図 る敷地の区	面に表示す
	坦			邑智郡邑南町宇都井 1174番2地先から同 1149番1地先まで			С	10. ( 15.		4	45. 00	事務所	トリプルウェイ解消 町道移管		
					邑智郡邑南町宇 番1地先から同 1地先まで			В	7. 0 35.		74	49. 00			
11	ı	. —	也田久手停	大田市朝山町朝倉字上田ノロ1926番1地先か	前		8. 4 92.		48	481. 68 県央県土整備 事務所大田事		道路改良工事			
"		車場線			ら同町朝倉大城415番 - 地先まで	415番 4	後		13. 4 120		49	92. 22	業所	拡幅	

## 島根県告示第526号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種 類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
県 道	美保関八東松 江線	松江市八東町亀尻419番2地先から同町 寺津481番地先まで	メートル 260.00	平成25年 7月19日		
11	II	松江市八東町二子1032番3地先から同 924番5地先まで	630. 00	平成25年 7月19日	松江県土整備	
11	II	松江市八東町二子976番 5 地先から同 1152番地先まで	470.00	平成25年 7月19日	事務所	
11	II	松江市八東町入江57番1地先から同 1179番1地先まで	720. 00	平成25年 7月19日		